

## 大田区総合体育館ネーミングライツ事業に係る質問及び回答

| 質 問 事 項   | 回 答   |
|---|---|
| <b>ネーミング（愛称）について</b>  |   |
| 1 <b>【ネーミング(愛称)について】</b><br>ネーミング（愛称）に ○○アリーナ（自社名の略）、○○○<br>○体育館（自社名）など ” 自社名 ” のネーミング（愛称）の使<br>用方法について、何か決まりはありますか。  | 自社名及び自社名の略称など愛称の使用方法に決まりはありません。<br>内容によっては、優先交渉時にご相談させていただきます。  |
| 2 <b>【ネーミングライツパートナーWEBサイトへの掲載について】</b><br>ネーミングライツパートナーWEBサイトにおいて、ネーミング<br>ライツへの参画を掲載することは可能でしょうか。  | 公正なネーミングライツパートナーの選定を妨げる恐れがあるため、契約<br>確定まで、WEBサイトへのパートナー参画等の情報掲載はご遠慮ください。<br>また、WEBサイト掲載にあたり、事前に掲載内容等をご相談ください。   |
| 3 <b>【イベント時の愛称の周知について】</b><br>年間を通じて多彩なイベントを開催され、メディアへの露出度<br>も高いところですが、ネーミング（愛称）でイベントの周知案<br>内や会場案内がされるものなのか。例）成人式会場は○○ア<br>リーナで開催されます・・・等   | イベント時のパンフレットへの印刷は、指定管理者を通じてイベント主催<br>者等へ協力をお願いします。掲載するイメージは、<br>◎ 会場：大田区総合体育館 ⇒ 会場：「ネーミング(愛称)」のイメージ<br>です。  |
| 4 <b>【ロゴ掲載について】</b><br>横断幕や掲示物への掲出に、ネーミングライツパートナーのロ<br>ゴ（キャラクターを含む）を掲載してよいでしょうか。<br>（例：現在の大田区総合体育館の横断幕に記載されている区の<br>マークや「はねびよん」のようなイメージです）  | 区の正式ロゴマークやキャラクターは掲載可能と考えています。パート<br>ナーのロゴマーク（キャラクターを含む）につきましては具体的イメージ<br>等をもとに優先交渉時に改めてご相談ください。   |
| 5 <b>【愛称の評価について】</b><br>どこにある施設かがわかるよう愛称に大田区や大田などを入れ<br>た方が審査において評価が高まることはありますか。  | 評価項目である施設の分かりやすさや区民に親しまれる名称、あるいは地<br>域貢献という視点などから各委員による評価において影響する可能性は高<br>いものと考えます。   |
| 6 <b>【名称使用に関する制限について】</b><br>名称の使用に制限はございますか。使用する都度、事前確認が<br>必要でしょうか。<br>また、写真を使用する際の文言や、自由に利用可能な写真素材<br>があるかについてもご教示ください。<br>（例：広報資料やネーミングライツパートナーWEBサイトにお<br>いて「○○アリーナ（仮称）」と記載したり、体育館の写真を<br>使用する場合など）  | 公共施設の愛称となり特に制限する考えはありませんが、具体的な使用内<br>容を踏まえ、写真などの使用等名称の使用制限については、優先交渉時の<br>協議事項とさせていただきます。<br>「大田区総合体育館ネーミングライツ事業応募申請書」のネーミングライ<br>ツ掲載箇所へ設置箇所及び掲載物について十分ご検討いただき、ご記入く<br>ださい。   |
| <b>ネーミングライツ料ほかについて</b>  |   |
| 7 <b>【ネーミングライツ料の支払い方法について】</b><br>優先交渉権を獲得した場合の支払い方法について、以下の点を<br>ご教示ください。<br>支払いは4年一括支払いとなりますか？ または年次・月次な<br>どの分割払いは可能ですか？分割払いの場合、区が設定する最<br>低限の条件（支払回数、支払い時期、期間など）があれば教えて<br>ください。  | 支払いは、各年度ごとに一年間分のネーミングライツ料一括支払い、支払<br>期限は、毎年度4月末日までの支払を想定しています。<br>詳細な支払い方法については優先交渉権を獲得したネーミングライツパー<br>トナーとの契約における協議事項となります。  |
| 8 <b>【途中解約時のネーミングライツ料の返還について】</b><br>優先交渉権を獲得した場合の支払い方法について、以下の点を<br>ご教示ください。<br>ネーミングライツ契約が「信用失墜行為」等により途中解約と<br>なった場合、契約書には「区は、既に支払が終わっているネー<br>ミングライツ料を返還しません」と記載されています。たとえ<br>ば、4年分を一括で支払った後に2年目で契約解除となった場合<br>でも、残りの2年分のネーミングライツ料は返還されないの<br>でしょうか？「信用失墜行為」の具体的な定義や判断基準につ<br>いても補足説明があれば幸いです。 | 契約は4年間となりますが、支払いは年度ごとを想定しています。<br><br><b>【信用失墜行為】※契約解除要件について</b><br>● 指定期日までに契約料の納入がない場合<br>● 契約者が法律、条例等に違反し、又はその恐れがあると認めるとき<br>● 社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき<br>● 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」における暴力団<br>員及び団員が契約者の経営に実質的に関与したと認められるとき<br>● 上記の暴力団員等による不正利益を得る行為や第三者に損害を与えた<br>と認めるとき<br><br>上記が信用失墜行為の事例として挙げられますが、契約解除は個別の事<br>案ごとにその対応を判断いたします。 |

| ネーミングライツ契約ほかについて     |   |  |
|----------------------|---|--|
| 9                    | <p><b>【優先交渉権獲得後の辞退について】</b><br/>優先交渉権を獲得した後、契約協議が不調に終わった場合や、契約締結前に自己都合により辞退する場合、何らかのペナルティは発生しますでしょうか？ 発生する場合、その内容についてご教示ください。</p>   | 協議の不調や自己都合による辞退において、ペナルティーはございません。   |
| 10                   | <p><b>【契約書案の提示について】</b><br/>事前に契約書（案）をご提示いただくことは可能でしょうか。質問目的：契約の解約条件や違約金の有無など、契約内容を事前に確認したいため。</p>  | <p>応募段階での契約書（案）の提示は行いません。<br/>優先交渉時の協議により契約内容を決定してまいります。</p> <p>（参考）<br/>契約の解除条件や違約金の有無については、募集要項P5（4）契約の締結6行目「また、ネーミングライツパートナーの信用失墜行為～」の内容をご確認ください。</p> |
| 11                   | <p><b>【費用負担の範囲について】</b><br/>現在のパンフレットのネーミングを新しいネーミングに変更する場合や、新規に掲示物・印刷物を作成する場合の費用はネーミングライツパートナーが負担し、体育館側がパンフレットを更新するタイミングでネーミングを変更、必要部数を増刷する費用は貴区が負担する、という認識でよろしいでしょうか。</p>   | お見込みのとおりです。  |
| ネーミング（愛称）の設置場所ほかについて |   |  |
| 12                   | <p><b>【看板等の設置時期ほかについて】</b><br/>看板の設置時期、ネーミングライツパートナーとして公表できる具体的な開始月はいつになりますか。</p>   | <p>看板の設置時期は、原則、令和8年4月以降を想定しています。<br/>ネーミングライツパートナーとしての公表は、優先交渉時の協議が完了し、契約締結をおこなった後を想定しています。<br/>時期は令和7年度中の予定です。</p>                                      |
| 13                   | <p><b>【パンフレット等の印刷物の費用負担の範囲について】</b><br/>体育館側がパンフレットを更新するタイミングまでお待ちして、ネーミング変更を貴区の負担で変更頂くと理解しております。その後の増刷費用についても、貴区の負担と考えてよろしいでしょうか。（ネーミングを変えなければ貴区管理の認識で、変えないという選択も可でしょうか）</p> | お見込みのとおりです。  |
| 14                   | <p><b>【印刷物の費用目安について】</b><br/>可能な範囲で構いませんので、現状、年間で掲示物や印刷物にどの程度の費用がかかっているかご教示いただけますでしょうか。</p>   | <p>印刷物で主に費用がかかっているのは施設パンフレットになります。<br/>費用については、過去実績（税抜き）として2012年初版5,000部が24万、2015年増刷5,000部が17万2千円となっています。</p>  |
| 15                   | <p><b>【看板の差し替え範囲について】</b><br/>現在設置されている看板はすべて差し替えが必須でしょうか。（例：新旧混在は不可、またはネーミングライツパートナーで選択可）</p>  | 原則、ネーミングライツパートナーの選択となります。看板等の設置により愛称の浸透性は高まるものと考えます。具体的には、優先交渉時の協議事項となります。   |
| 16                   | <p><b>【看板の制作・管理の継続利用について】</b><br/>看板の制作や管理は、現在の既存取引先を引き続き利用可能でしょうか。その場合、一次窓口を貴区とし、ネーミングライツパートナーに請求を立てる形で問題ないでしょうか。</p>  | 看板の制作や管理等については、費用負担だけでなくその諸手続きを含めて、原則ネーミングライツパートナーが主体となって実施していただきます。設置場所等によっては、区が調整に加わるなどスムーズな手続きとなるようお手伝いする予定です。  |
| 17                   | <p><b>【パンフレット等の印刷物の在庫管理・補充作業について】</b><br/>パンフレット等の印刷物の在庫管理や補充作業は貴区が担当していただけるのでしょうか。その場合、費用請求のフローはどのようなになりますでしょうか。（例：貴区が作業を行い、ネーミングライツパートナーに請求書を発行する流れ）</p>                    | 既存の印刷物設置個所における在庫管理・充填作業は、区が行います。そのため、基本的には費用が発生しない想定ですが、詳細については協議になります。  |
| その他                  |   |  |
| 18                   | <p><b>【トラブル発生時の対応について】</b><br/>体育館で問題が発生した場合、ネーミングライツパートナーにも問い合わせが入ることを想定しております。当社が関与していない事案で、体育館側のみで発生したトラブルについては、問い合わせや対応はすべて貴所もしくは貴区でご対応いただくと考えてよろしいでしょうか。</p>             | お見込みのとおりです。  |